

## 遺産分割調停を申し立てる方へ

### 1 はじめに

被相続人が死亡した場合に、相続人が数人あるときは、その相続財産は共同相続人の共有となり、共同相続人間で、いつでも遺産を分割することができます。

この遺産分割について、共同相続人間で協議がととのわないとき又は協議をすることができないときは、各共同相続人は家庭裁判所に対し、遺産分割の調停又は審判の申立てをすることができます（民法898条、907条1項、2項）。

### 2 調停について

調停とは、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、中立の立場から、当事者双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、助言や合意のあっせんをする手続です。調停委員は、一般市民から選ばれた非常勤の国家公務員です。調停の手続は非公開で、調停委員には、職務上知り得た関係者の秘密を守る義務が課されています。

遺産分割の調停手続では、調停委員会が、遺産として分けるべき財産、その評価額、分割の割合や分割方法などについての共同相続人間の合意を目指して、共同相続人である申立人（ら）や相手方（ら）から事情を聴いたり資料を提出していただいたりするなど必要な調整を行いながら、話し合いを進めていきます。

### 3 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

### 4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 被相続人1人につき、1200円（被相続人ごとに必要です。）
- 郵便切手 当事者の数×（140円切手1枚、84円切手6枚、50円切手2枚、20円切手3枚、10円切手6枚、1円切手5枚）

### 5 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

#### (1) 申立て時の提出書類

- 申立書（被相続人ごとに1通）
- 申立書の写し（相手方の数）

コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。

住所等、相手方に知られたくない情報があるときは、別添の「注意書」、「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」及び「非開示希望申出と当事者間秘匿制度

(Q & A)」を御参照ください。

- 事情説明書（申立人、被相続人ごとに1通）  
相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。
- 進行連絡メモ（申立人、被相続人ごとに1通）  
相手方に読まれることはありません。
- 送達場所の届出書  
※ 届出書の注意書きに御留意ください。
- 相続関係を証する書類等（原本を各1通、※1につき、発行から3か月以内のもの）
  - 「法定相続情報一覧図の写し」（作成日から3か月以内のもの、以下「一覧図」といいます。）を提出する場合
    - ア 提出した一覧図が、作成日から3か月以上経過している場合は、相続人全員の現在の戸籍謄本（同じ戸籍は1通のみで結構です。）※1及び住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの、以下同じ）又は戸籍附票※1  
なお、提出した一覧図が、作成日から3か月以内の場合でも、相続人の住所の記載がないときは、相続人全員の住民票又は戸籍附票※1
    - イ 一覧図に被相続人の最後の本籍の記載がない場合は、被相続人の死亡時の戸籍謄本  
なお、一覧図を提出した場合でも、必要に応じて、その他の戸籍謄本の提出をお願いすることがあります。
  - 一覧図を提出しない場合
    - ア 戸籍謄本（同じ戸籍は1通のみで結構です。）
      - (ア) 共通
        - a 被相続人の出生から死亡時までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍を含む。以下同じ。）
        - b 相続人全員の現在の戸籍謄本※1
      - (イ) 相続人の中に被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合
        - a 被相続人の父母の出生から死亡時までの連続した戸籍
        - b 父方及び母方の両方の祖父母の死亡事項が記載されている戸籍
      - (ウ) 相続人の中に、被相続人の子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合  
→代襲者とは、被相続人の直接の相続人（子や兄弟姉妹。被代襲者という。）が、被相続人よりも先に死亡している場合に、その直接の相続人（被代襲者）の卑属（子など）のことです。  
被代襲者の出生から死亡時までの連続した戸籍
    - イ 住民票又は戸籍附票  
相続人全員分※1及び被相続人分（被相続人分は除票となる場合もあります。）
- 法定代理権を証する書面（発行から3か月以内のもの）

戸籍謄本、成年後見人等の登記事項証明書、特別代理人選任審判書謄本など

□ 遺産に関する資料

- 遺産に不動産がある場合（原本を各1通）
  - ア 不動産登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）
  - イ 固定資産税評価額証明書（最新年度のもの）
- その他遺産に関する資料（裁判所用に写し1通）
  - ア 預貯金の通帳・残高証明書・取引履歴の写し
  - イ 有価証券や投資信託に関する取引口座の残高報告書
  - ウ その他遺産の内容や評価額が分かる資料
- 作成されている場合には次のもの（裁判所用に写し1通）
  - ア 遺言書
  - イ 遺産分割協議書

(2) 調停進行中の提出書類

調停では、上記(1)の資料のほかにも、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。

(3) 上記(2)の提出方法

ア 書類を提出する場合には、裁判所用として写しを1通提出するとともに、調停期日には、その書類の原本をお持ちください（事件の進行によって、相手方交付用の写しの提出を求める場合があります。）。

なお、自分の主張や意見をまとめた「主張書面」を作成・提出するときの留意点は、次のとおりです。

(ア) A4サイズの内紙に横書きし、綴じしろとして左端より3センチメートル程度あけて作成してください。

(イ) 必ず①事件番号（令和〇年（家イ）第〇〇〇号）、②作成年月日、③提出者の署名（記名）と押印、④裁判所名と係名を記載し、書面1通（裁判所用）を提出してください（事件の進行によって、相手方交付用の書面の提出を求める場合があります。）。

イ 書類等の中に、秘とくを希望する住所等、相手方に知られることで生命・身体に危険が生じるなどの生活をする上で支障がある情報やマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、マスキング処理（黒塗りなど）をしてください。

ウ 上記イのマスキング処理ができない書面については、「非開示希望の申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面（秘とくを希望する情報部分にマーカー等で色付けをする。）をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

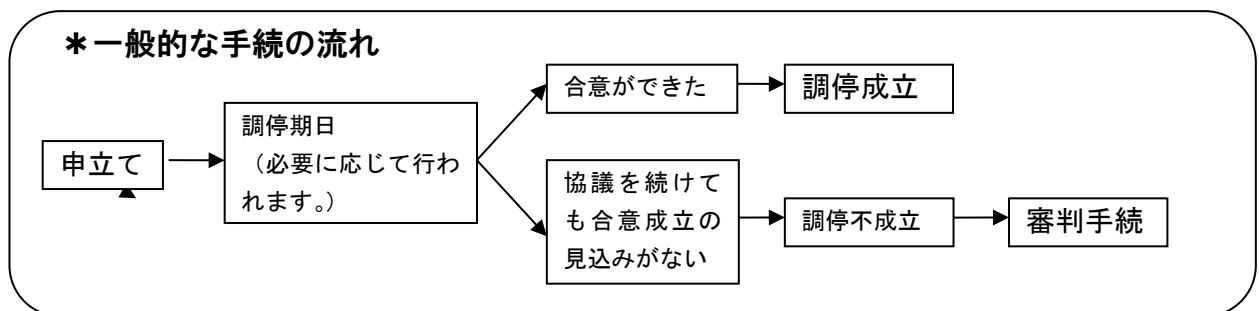
相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため「非開示希望の申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 6 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。調停委員による期日開始時の手続説明や期日終了時の次回に向けた準備事項の説明等は、申立人と相手方が同席した状態で行われることがあります。それ以外は、申立人と相手方から交互に事情を聴きます。上記説明の際に使用しますので、各調停期日には、この書面を必ず持参してください。

調停の結果、合意ができたときは、「調停成立」となり、調停調書を作成して手続は終了します。調停調書の記載には、裁判の判決と同じ効力があります。他方で、何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に審判手続に移ります。



### ※注意事項

- ・最高裁判所ホームページでは、家事調停制度に関する動画を配信しています。トップページより「動画配信」をクリックして、内容を選択してください。
- ・調停手続を通じて、他方当事者に書類、物品等を手渡してほしい等の要望を受けることがあります。家庭裁判所では、このような書類、物品等の授受の仲介は行っていません（事件関係の主張書面及び裏付資料は別です。）。
- ・家事事件手続（調停、審判等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。
- ・第1回期日には、次のものを持参してください。
  - ・運転免許証、健康保険証など、身分を確認できるもの
  - ・今回裁判所から届いた封筒に入っていた一式の書類